

6 川総コ第 1 5 8 号

令和 7 年 1 月 2 1 日

川崎市監査委員	大村 研一 様
同	川上 善行 様
同	石田 康博 様
同	かわの 忠正 様

川崎市長 福田 紀彦

令和 5 年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された
意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項の規定により、令和 6 年 2 月 6 日付けで包括外部監査人 小俣 雅弘氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。このことについて、同法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

令和 5 年度包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ】

業務委託に関する財務事務の執行及び民間活用による効率化について

【指摘 1】情報の複写及び複製に関する書面による確認について

〔業務委託名〕

プラチナ音楽祭 2022 運営業務委託

〔指摘の要旨〕

当該委託業務では機密性区分Ⅰ又はⅡの情報があるが、情報の複写及び複製をしていないことについて、書面による確認は行われていない。

情報セキュリティ基準にもとづき書面による確認を行う必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、情報の複写及び複製をしていないことについて書面による確認を行いました。

今後は、再発防止のため、本事業のみならず全業務委託について、契約締結時に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の有無及び取扱方法について担当ライン複数名で確認し、取扱いがある業務委託については、情報の複写及び複製に関する書面による確認を徹底して実施していきます。

（市民文化局市民文化振興室）

【指摘 2】情報資産の受渡しに関する証憑の保管について

〔業務委託名〕

プラチナ音楽祭 2022 運営業務委託

〔指摘の要旨〕

当該委託業務で委託業者に提供した情報は機密性区分Ⅰに該当し、情報資産の提供・返却又は廃棄については受渡票等を作成する必要があるが、受渡票等は作成されていない。この点、情報資産はメールでの提供のため、メールの記録が情報資産の受渡しの記録になっているとのことであった。ただし、業務完了後は当該メールを削除しており、記録が残っていない。

情報を貸与する場合の受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされていることから、受渡票を作成し管理する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、令和 6 年度の同委託契約において、委託事業者から受渡票を受領し管理を行う運用に改めました。

今後は、再発防止のため、本事業のみならず全業務委託について、契約締結時に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の有無及び取扱方法について担当ライン複数名で確認し、取扱いがある業務委託については、受渡票の受領及び管理を徹底して実施していきます。

（市民文化局市民文化振興室）

【指摘 3】 情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について

〔業務委託名〕

農商工等連携推進事業実施委託

〔指摘の要旨〕

川崎市では、情報を貸与する場合の受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされているところ、メールにより管理していることは望ましくない。また、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成していない場合には、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要であることから、誓約書と委託業務完了届の提出をもって代用することは適切ではない。

したがって、機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を貸与する場合には、セキュリティ基準に基づき、情報を貸与する場合の受渡票等の書類を用いる必要がある。また、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成しなかった場合には委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要である。

〔措置の内容〕

指摘事項については、委託業務完了届の備考欄への記載がなかったため、令和4年度の農商工等連携推進事業実施委託については、事業者への電話確認を行い、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認しました。

今後は、業者との間に秘密保持等に関する誓約書を作成のうえ、機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を取扱う際には受渡票を作成して管理を行うとともに、契約目的物の作成のために委託先事業者が保有した使用済みデータ（受信又は媒体内の記録情報のみ）は、複写・複製をしていないことを確認した上で、全て削除し、その処理結果について、「使用済みデータ処分報告書」により報告を行うこととして、再発防止の取組を進めていきます。

（経済労働局都市農業振興センター農業振興課）

【指摘 4】 情報資産の受渡票への資料提供日及び廃棄日の記載漏れについて

〔業務委託名〕

令和4年度特定生産緑地等データ更新等業務委託

〔指摘の要旨〕

川崎市が提供する特定生産緑地の更新情報が記録された紙媒体又は電子媒体は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅱに該当する情報と考えられる。

情報の貸与及び委託業務終了後に廃棄したことを確認する受渡票が作成され、担当者、確認者の署名・捺印はあるものの、資料提供日及び廃棄日が記載されておらず十分ではない。

したがって、機密性区分Ⅱに該当する情報を貸与した場合には、受渡及び廃棄を確認した日付を記載することが必要である。

〔措置の内容〕

指摘事項については、委託業者に資料提供日及び廃棄日を確認し、補記するととも

に、再発防止のため、事務引継ぎ文書に、情報資産の受渡票には資料提供日及び廃棄日を記載することを追記しました。

今後は、記載漏れの防止に努めます。

(経済労働局都市農業振興センター農地課)

【指摘 5】情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について

〔業務委託名〕

川崎じもと応援券（第2弾）発行運營業務

〔指摘の要旨〕

当委託業務において、応援券の購入申込の際に購入希望者がハガキやWebサイトに記載する氏名・住所・電話番号等は機密性区分Ⅰ、店舗が登録申込の際に提供する法人情報は機密性区分Ⅱに該当している。

川崎市では、委託業務終了後に機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を廃棄する場合の確認は受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされているところ、メールにより管理していることは望ましくない。

また、委託業務終了後に廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成していない場合には、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要であることから、誓約書と委託業務完了届の提出をもって代用することは適切ではない。

したがって、委託業務終了後に機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を廃棄したことの確認はメールではなく、受渡票等の書類で行うことが望ましい。また、当委託業務では受渡票等の書類は作成していないため、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要である。

〔措置の内容〕

指摘事項については、委託業者が取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面の提出を受けました。

今後は、機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を取扱う際に、当該情報を廃棄する際には受渡票を作成して管理を行います。

(経済労働局観光・地域活力推進部)

【指摘 6】積算根拠資料の記載誤りについて

〔業務委託名〕

令和4年度 廃タイヤ収集運搬・処分業務委託（第2回）

〔指摘の要旨〕

本委託業務は随意契約であるが、随意契約において予定価格は契約金額を決定するための基準となるものであり、予定価格の設計は重要である。また、設計根拠の記載は予定価格算定にあたっての根拠を示すものであり、設計根拠の記載が不正確であれば予定価格算定の信頼性を損なう可能性もある。今回の記載誤りは予定価格に影響を与えるものではないが、予定価格算定の根拠である設計根拠の記載には誤りがないよう留意する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、車両管理に関する委託業務の決裁文書を回議する際は、副担当を設け回議ルートに設定し、設計根拠を副担当が確認することでチェック体制の強化を図りました。

（環境局生活環境部収集計画課）

【指摘 7】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

〔業務委託名〕

おなかま保育室事業委託契約

〔指摘の要旨〕

当委託契約は、認可外保育園として児童を保育する業務であることから、保護者及び児童に関する個人情報を取扱う業務であり、委託先が取扱う情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に定められている書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外で利用しないよう、さらには情報の流出を行わないように、セキュリティ基準で定められている書類について委託先から提出を受ける必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準について改めて課内で共有するとともに、セキュリティ基準で定められている書類を委託先から確実に提出を受けるよう、複数人で確認することを徹底するなど確認体制の強化を図りました。

（こども未来局保育・幼児教育部保育第2課）

【指摘 8】特定業務委託契約における台帳の未入手について

〔業務委託名〕

子育て世帯への臨時特別給付金事務処理センター業務委託

〔指摘の要旨〕

特定業務委託契約に該当する場合、対象労働者ごとの作業報酬と基準額を比較し、作業報酬の支払いが適正に行われているか確認するために、対象労働者の労働時間、作業報酬等を記載した市の指定様式による台帳を作成し、市に提出することを「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引き（以下「特定業務委託契約手引き」という。）では求められている。しかし、当該契約では台帳の作成、提出を受けていない。

特定業務委託契約手引きに基づき台帳の提出を受ける必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、職員用の契約業務チェックリストを作成し課内で共有するとともに、「台帳請求を業者に対して行う」という項目を設け、担当及び係長の複数人で確認することを徹底するなどチェック体制の強化を図りました。

（こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当）

【指摘 9】 借用書の返納時欄の記載漏れについて

〔業務委託名〕

川崎市垂直写真・斜め写真複製業務委託

〔指摘の要旨〕

当該業務では市から委託業者に対して物品（斜め写真データHDD）を貸し付けている。委託業務期間中の貸与物品については、委託仕様書の第6条で貸与資料に関する記載があり、亡失等がないよう厳重な管理を行わなければならない旨が記載されているため、借用書を作成し、委託業務終了後に物品の返還を受けた場合には借用書の返納時欄に、返還を受けた日付と担当者名の記載及び押印を行うことが要求されている。

借用書を確認したところ、返納時欄の記載が空欄となっていた。貸与物品については確かに返還を受けたとのことであるが、返還を受けた証跡として返納時欄への記載を漏れなく実施する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、借用書の返納時欄の記載漏れについては修正するとともに、再発防止のため、資料を貸与・返還を受ける際には借用書の記入漏れがないか、及び貸与物品が揃っているかについて、複数人で確認することを徹底するなど、チェック体制の強化を図りました。

（まちづくり局計画部都市計画課）

【指摘 10】 情報の複写及び複製に関する書面による確認について

〔業務委託名〕

自転車等保管所管理運営業務委託

〔指摘の要旨〕

当委託業務では機密性区分Ⅰの情報を業者が取得しているが、情報の複写及び複製をしていないことについて、口頭による確認のみであり、書面による確認は行われていない。

情報漏えいのリスクや情報が悪用されるリスクに対応するため、情報の複写及び複製をしていないことについて、セキュリティ基準にもとづき書面で確認する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、令和5年度以降の同契約については、受託者が年度末に情報の複写及び複製をしていないことの確認書を作成し、本市に提出する運用に改めました。

（建設緑政局自転車利活用推進室）

【指摘 11】 情報の複写及び複製に関する書面による確認について

〔業務委託名〕

令和4年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託

〔指摘の要旨〕

当委託業務の契約書には「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」が設けられており、個人情報の適正管理等について定めている。業務で委託先に提供する情報には機密性区分Ⅰ（個人に関する情報。特定個人情報は含まない）の情報が含まれるが、申請者（依頼元）から委託先への直接提供となり、委託先が個人情報にかかる紙媒体の返却や資料の廃棄を適切に行っているか否かに関する川崎市の確認は口頭にとどまっている。

また、「川崎市情報セキュリティ基準」において、「情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う」こととされているが、書面での確認は実施していない。

委託先は、通訳・翻訳のボランティアを広く利用していることから、個人情報が漏洩するリスクや悪用されるリスクが一定程度あるものと推察される。個人情報にかかる紙媒体の返却、資料の廃棄及び複写・複製等をしていないことについて、契約書の特記事項ないし「川崎市情報セキュリティ基準」に準拠し、今後は委託先から書面で確認する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、令和6年4月から、全従事予定者から「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を年度当初に徴取するよう、契約時に委託業者に依頼し、個人情報の適正な取扱いについて理解した上で業務にあたるよう周知徹底しました。

また、毎月の実施報告の様式を変更し、書面で誓約書の徴取状況や個人情報が記載された資料の返却・廃棄状況、資料の複写・複製をしていないことについて、確認を行っています。

今後も適正な情報セキュリティ基準等の遵守状況等の確認に努めます。

（川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課）

【指摘12】書類の名称誤りについて

〔業務委託名〕

令和4年度中原区子育て支援者養成事業業務委託

〔指摘の要旨〕

委託業務の完了後に仕様書に記載された事項が適切に履行されたかどうかを確認し、その結果を記載した検査確認書を作成することになっているが、履行確認の結果、作成した書類の名称が業務完了報告書となっていた。

検査確認書は履行確認の結果を記載する重要な書類であり、適切な名称に修正する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、令和5年度から当該書類の名称を「検査確認書」に修正しました。また、再発防止のため、指摘内容について課内周知を図るとともに、課内の各種委託業務について点検を実施し、書類名称に誤りがないことを確認しました。

（中原区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課）

【指摘 1 3】再委託の事前申請について

〔業務委託名〕

ヘリコプター 1 号機の 4, 1 0 0 時間定期整備業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務は再委託がなされているが、再委託にあたり発注者である川崎市の承諾が得られていない。

契約書において、委託業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託することは原則として禁止されており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託承諾申請書によって川崎市の承諾を受ける必要がある旨が定められている。

このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を行う必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再委託承諾申請書を受領し再委託承諾書を送付するとともに、再発防止のため、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図ってまいります。

また、委託業者に対して再委託を行う場合には事前の承諾が必要であることの周知を図るとともに、再委託承諾申請書の提出依頼及び再委託承諾書の送付を適切に実施します。

（消防局警防部航空隊）

【指摘 1 4】「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて

〔業務委託名〕

ヘリコプター 1 号機の 4, 1 0 0 時間定期整備業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務は個人情報を取扱う業務の委託に該当する。そのためセキュリティ基準に従い、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を添付する必要があるが、添付されていなかった。

個人情報を取扱う業務の委託の際には、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を忘れずに添付する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、今後は委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図るとともに、業務が個人情報を取扱う場合には契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を添付するように周知徹底するなどの取組を行ってまいります。

（消防局警防部航空隊）

【指摘 1 5】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

〔業務委託名〕

ヘリコプター 1 号機の 4, 100 時間定期整備業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に定められている書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

〔措置の内容〕

本業務委託の機密保持等に関する誓約書を、令和 5 年 12 月に受領しました。また、委託業者から、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書類の提出を受けました。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図るとともに、セキュリティ基準が要求する書類について、委託先から提出を受けることを徹底し再発防止の取組を進めてまいります。

（消防局警防部航空隊）

【指摘 16】情報資産の受渡管理について

〔業務委託名〕

ヘリコプター 1 号機の 4, 100 時間定期整備業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づく川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、委託先に提供するセキュリティ情報を貸与する場合、「インベントリーリスト」により相互確認し、情報資産授受管理簿により授受状況の管理を行います。また、委託業務終了後に市に返却または廃棄したことを確認する場合、書面による確認を行うとともに、「個人情報の取り扱いについて」の書類を作成し提出を依頼します。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制による強化を図ってまいります。

（消防局警防部航空隊）

【指摘 1 7】再委託の事前申請について

〔業務委託名〕

ヘリコプター 2 号機の 1, 7 5 0 時間定期整備業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務は再委託がなされているが、再委託にあたり発注者である川崎市の承諾が得られていない。

契約書において、委託業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託することは原則として禁止されており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託承諾申請書によって川崎市の承諾を受ける必要がある旨が定められている。

このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を行う必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、委託業者に対して、事前の承諾が必要であることの周知を図るとともに、再委託承諾申請書の提出依頼及び再委託承諾書の送付を適切に実施します。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人でのチェック体制の強化を図ってまいります。

（消防局警防部航空隊）

【指摘 1 8】「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて

〔業務委託名〕

ヘリコプター 2 号機の 1, 7 5 0 時間定期整備業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務は個人情報を取扱う業務の委託に該当する。そのためセキュリティ基準に従い、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を添付する必要があるが、添付されていなかった。

個人情報を取扱う業務の委託の際には、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を忘れずに添付する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、業務に個人情報を取扱う場合は、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付を徹底します。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図る等、再発防止の取組を進めてまいります。

（消防局警防部航空隊）

【指摘 1 9】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

〔業務委託名〕

ヘリコプター 2 号機の 1, 7 5 0 時間定期整備業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に定められている書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、機密保持等に関する誓約書及び委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書類の提出を受けました。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し複数人によるチェック体制の強化を図るとともに、セキュリティ基準が要求する書類について、委託先から提出を受けることを徹底し再発防止の取組を進めてまいります。
(消防局警防部航空隊)

【指摘 2 0】情報資産の受渡管理について

〔業務委託名〕

ヘリコプター 2 号機の 1, 7 5 0 時間定期整備業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づく川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、委託先に提供する密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を貸与する場合、「インベントリーリスト」により相互確認し、情報資産授受管理簿により授受状況の管理を行うとともに、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する場合、「個人情報の取り扱いについて」の書類を作成し、提出を依頼します。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し複数人によるチェック体制の強化を図ってまいります。

(消防局警防部航空隊)

【指摘 2 1】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

〔業務委託名〕

事業用操縦士限定変更訓練（A S 3 6 5 型）業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に定められている書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、機密保持等に関する誓約書及び委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を受領しました。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図るとともに、セキュリティ基準が要求する書類について、委託先から提出を受けることを徹底し、再発防止の取組を進めていきます。

（消防局警防部航空隊）

【指摘２２】情報資産の受渡管理について

〔業務委託名〕

事業用操縦士限定変更訓練（ＡＳ３６５型）業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づく川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、委託先に提供する密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を貸与する場合委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する「送付書・受領書」、「個人情報の取扱いについて」及び「情報資産授受管理簿」の書類を作成し、相互に確認するとともに、過去の委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図ってまいります。

（消防局警防部航空隊）

【指摘２３】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

〔業務委託名〕

事業用操縦士限定変更訓練（ＢＫ１１７）業務の委託

〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に定められている書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、機密保持等に関する誓約書及び委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書類を受領しました。

今後は、過去の委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し複数人でのチェック体制の強化を図るとともに、セキュリティ基準が要求する書類について、委託先から提出を受けることを徹底するなど再発防止の取組を進めてまいります。

（消防局警防部航空隊）

【指摘２４】情報資産の受渡管理について

〔業務委託名〕

事業用操縦士限定変更訓練（BK117）業務の委託

〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づく川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、委託先に提供する密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を貸与する場合委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する「送付書・受領書」、「個人情報の取扱いについて」及び「情報資産授受管理簿」の書類を作成し、相互に確認するとともに、今後は過去の委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図っていきます。

（消防局警防部航空隊）

【指摘２５】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

〔業務委託名〕

川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に定められている書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、機密保持等に関する誓約書及び委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていない書面の提出を受けました。

今後は、再発防止のため、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図っていきます。

(消防局警防部救急課)

【指摘 2 6】 情報資産の受渡管理について

〔業務委託名〕

川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、各種応急手当講習及び患者等搬送乗務員定期講習実施日に委託先が提供を受けた情報について、委託業務終了後に返却が行われたことの書類を作成し、委託業者から提出を受けました。

今後は、再発防止のため、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し複数人によるチェック体制の強化を図っていきます。

(消防局警防部救急課)

【指摘 2 7】 委託業務完了届の記載誤りについて

〔業務委託名〕

川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務は各種応急手当講習及び患者等搬送乗務員定期講習の委託であり、毎月、講習の実施回数が記載された委託業務完了届が委託業者から提出され、検査確認後、委託料の支払いが行われているが、令和4年5月6日に提出された令和4年4月分の委託業務完了届の講習実施回数、受講者数の記載の欄が令和3年度という表記になっていた。

記載されている講習実施回数、受講者数は令和4年4月の実績数値であり、単純に年度の誤りとのことであるが、委託業務完了届の提出をもって検査を行い委託料の支払いが行われるという点では、委託業務完了届は業務が完了したことの報告に関する重要な書類であると言える。

委託業務完了届の記載誤りについては、委託業者に修正を求める必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、委託業者からの提出後、所管課職員が複数名で確認することとし、チェック体制の強化を図りました。

（消防局警防部救急課）

【指摘28】委託仕様書で定められた証明書類の未入手について

〔業務委託名〕

川崎市立特別支援学校スクールバス車両の運転等業務委託（令和3～5年度）

〔指摘の要旨〕

本委託業務はスクールバスの運転の委託であり、受注者は自動車保険（任意保険）に加入し、事前に保険内容に関する証明書類を発注者に提出しなければならない旨が委託仕様書において受注者の責務として定められているが、当該証明書類が入手されていなかった。

スクールバスの運転の委託という性質上、受注者が保険に加入していることの確認は重要である。委託仕様書の記載に従い事前に保険内容に関する証明書類を入手する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、委託仕様書の記載に従い、一般自動車保険保険契約明細書の写しを、受注者から受領しました。

今後は、再発防止のため、受注者が契約している保険契約は、1年ごとの自動更新となりますが、事前の保険契約明細書の写しの提出について、市と受注者双方で確認するようにいたします。

（教育委員会事務局学校教育部支援教育課）

令和５年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

1. 総括的意見

【総括的意見１】再委託について

〔意見の要旨〕

委託契約約款第５条第１項では「受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。」旨が規定されている。業務の全部又は業務の主要な部分が委託されていないことを再委託の決裁者が判断する上でも「再委託して処理する内容」の記載の充実を図ることは重要であると考ええる。例えば、再委託申請書の参考様式を修正し、「再委託して処理する内容」について仕様書等に照らして、より具体的な記載となるような工夫を検討する必要がある。

さらに、これらの対策については、各局において漏れなく実施されるよう、契約事務の手引き等に記載し周知することを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

再委託する業務の範囲については、再委託の注意事項として、「仕様書のどの部分を再委託するのかが分かる具体的な記載とする」よう入札・契約事務研修等を通じて、各局に周知しました。

また、契約時に使用する共通様式においても、仕様書に照らした具体的な内容を記載するよう追記しました。

【総括的意見２】情報資産の取扱いに関する運用方法の明確化について

〔意見の要旨〕

今回の包括外部監査で抽出した委託業務では受渡票は作成せず、受渡の記録としてメールによって代替しているものがあり、さらに当該メールの記録については、委託業務完了後に削除しているケースもあった。これは受渡票の様式が職員に認知されていないことが原因のひとつであるため、制度所管課において受渡票の様式等について定期的に周知を図ることが望ましい。

また、セキュリティ基準で定めた事項について、実際の実務上の運用を明確にし、全庁横断的に周知し管理徹底することの検討が望まれる。

さらに、情報漏えい等の事故が絶えず生じている昨今の状況においては、情報漏えい等のリスクを事前に防止する必要がある、セキュリティ基準で定めた情報資産の取扱いが徹底されているか、川崎市全体でのモニタリングを徹底することを検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

令和６年６月２５日に全庁あてに発出した「個人情報扱う委託業務及び指定管理者が行う業務等の適正な管理について（通知）」において受渡票の参考様式等を添付し活用促進を図るなど、改めて情報資産の管理徹底を周知しました。

また、これまで市全体として、毎年、情報資産の棚卸しや自己点検を行うとともに、情報セキュリティ内部検査等の機会を捉えて、管理徹底に取り組んできました。今年度につきましては、委託業務等における情報管理を徹底するため、令和６年７月

8日に全庁あてに発出した「個人情報等を扱う委託業務等の緊急点検の実施について（依頼）」において、委託業務等における個人情報等の扱いに関する緊急点検を実施しました。

今後も、セキュリティ基準に基づく情報資産の適正な管理に取り組んでまいります。

【総括的意見3】モニタリング対象の検討について

〔意見の要旨〕

金額的に重要性があったり、複数年度の契約が締結されていたり、同じ業者への随意契約が長期に渡って行われているなど、委託業務の効果検証及び課題把握について、市全体の委託業務に関して横断的かつ定期的に制度所管課が確認した方がよいと思われる案件が含まれている可能性がある。特に民間活用による業務効率化といった効果の検証については、所管課だけでなく、制度所管課が第三者視点で評価を行うことは、評価が所管課による自己評価で完結することなく、委託業務に関する効果の検証における評価の客観性が保持され、モニタリングの精度を高める点からも重要である。

そこで、上記のモニタリング等の仕組みに含める範囲について、例えば、①プロポーザル方式で事業者を選定した業務、②長期継続契約、③単年度契約の委託業務のうち、3年以上同一業者を継続して指定をしている随意契約について、「民間活用（川崎版PPP）推進方針（2020年3月）」を参考にしたモニタリング等の仕組みの構築を検討することが望まれるが、業務負担等を考慮すると、実行するためには新たな体制整備が必要になることもあり、まずは契約別のデータ分析や公表に向けた取組について検討されたい。

〔措置の内容〕

監査人から指摘があった随意契約については、透明性や公正性を確保するため、各発注部局において指名選定委員会やプロポーザル評価委員会等に諮り、妥当性について審議した上で、その適否を判断しているため、所管課だけの評価で契約を決定しているものではないと考えています（少額随意契約を除く。）。

しかしながら、各局において適正な契約事務を行うため、契約状況等のデータを分析できる環境整備は必要であると考えていますので、次期行政情報システムにおいて、汎用的なEUC機能により、様々な情報がデータ出力できるよう、システムベンダー等と調整を進めてまいります。

また、契約情報については、入札情報かわさきにおいて一定の情報を公表しているところですが、今後も適切な情報の公表について検討していきます。

【総括的意見4】委託料を契約単位で把握できる仕組みの必要性について

〔意見の要旨〕

今後、民間活用としての委託を推進していくにあたり、契約の透明性、公平性の観点から、随意契約の公表範囲を拡大していく取組の検討を川崎市でも進めていくことが望まれる。そのためにも、契約方法別の情報を容易に取得できる仕組みの構築について検討することは有用と考える。

しかしながら、現在の財務会計システムでは、委託料を契約単位別に把握する場合や、局別の委託料を把握する場合も、一定の加工・集計作業が必要となり、非効率で

あり、上述のような委託業務のモニタリングや随意契約の公表への対応が必要となった場合でも直ちに対応することは困難である。

一定の加工・集計作業を行えば、委託料を契約単位別に把握することも可能であるが、この方法は集計作業に時間を要し、また集計誤りが発生する可能性もあり、恒常的な仕組みとすることは非効率である。そのため、例えば川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プランの取組に合わせて、将来的には、財務会計システム等により委託料の内訳を契約単位で容易に把握できる仕組みを検討することが必要と考える。

〔措置の内容〕

総合財務会計システムにおいて、契約管理システムを使用して契約手続きを行っている案件につきましては、契約単位での案件の抽出も可能です。ただし、業者登録や債権者登録等がない業者との契約等については、契約管理システムを使用できないため、抽出が困難な状況となっています。

意見のとおり、契約状況等を適切に把握することは重要であることから、次期行政情報システムにおいては、システムベンダー等と調整し、可能な限り契約管理システムを活用した契約が行えるよう、調整を進めてまいります。

なお、契約管理システムを含む次期行政情報システムは令和9年度中の稼働に向けて、現在、機能要件等を整理しており、システムのライフサイクルコスト全体を抑制するため、パッケージシステムをできるだけカスタマイズせずに導入することをシステム再構築の方針としています。

こうした現状を踏まえ、次期行政情報システムでは、汎用的なEUC機能により、様々な情報が必要な時にデータ出力でき、容易に集計が可能となるよう、機能要件定義を行ってまいります。

【総括的意見5】 予定価格の適切な算定について

〔意見の要旨〕

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要となるが、今回の包括外部監査のサンプルの中で、予算策定時に業者から入手した参考見積書の金額がそのまま予定価格として使用されているケースが見受けられた。また、そのまま予定価格として使用されていない場合でも、一者からの参考見積書を基礎に予定価格を算定しているケースも見受けられた。

川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであることを考慮し、民間活用の手段である委託契約の透明性、競争性、公正性、経済性の観点からも、予定価格の決定方法の精緻化が求められる。具体的には、予定価格の決定方法として、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めると規定している契約規則に基づき、参考見積書の価格をそのまま予定価格として使うのではなく、参考見積書をベースに契約規則で定める視点を考慮して積算を行うなど、予定価格の積算の精度を高めることが必要と考える。また、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精度を高めることについても必要と考える。

〔措置の内容〕

積算に係る基準があるものについては、技術者の職種に応じた単価や資材の単価等が設定されており、国の労務費調査や、資材単価の市場調査を基に、見直しがなされ、予定価格に反映されている状況です。積算の基準がないものにつきましては、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮した積算となるよう、原則複数者から見積書を徴取することとしております。

今後も予定価格の適切な設定につきましては、各種通知や研修を通じて、庁内に周知してまいります。

【総括的意見 6】 随意契約ガイドラインについて

〔意見の要旨〕

今回の包括外部監査では、財政局資産管理部契約課が作成している随意契約ガイドラインとは別に、局独自に作成されたガイドラインが存在することが判明した。具体的には、まちづくり局の「委託等業務審査委員会付議案件における随意契約ガイドライン」である。随意契約は、特定の業者との契約となるため、入札に比べて競争の原理が働きにくく、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、透明性、競争性、公正性、経済性の観点からも、最も厳格に取り扱う契約形態である。局独自のガイドラインと市全体のガイドラインとの間で記載が相違する部分があることに起因して、随意契約の判断に影響を与える可能性があるため、独自のガイドラインを制定している場合は、最新のガイドラインと整合しているか各局が確認を徹底するとともに、独自のガイドラインについては、本当に必要性があるのかについても随時検討することが望ましい。また、制度所管課についてもガイドラインを更新する際は、局独自のガイドラインが存在することに留意して、内容の相談等に対応しながら、更新内容が徹底されるよう周知を工夫されたい。

〔措置の内容〕

財政局資産管理部契約課が作成している随意契約ガイドライン（以下、「市ガイドライン」という。）とまちづくり局独自のガイドライン（以下、「局ガイドライン」という。）については、現時点では、随意契約の判断に影響を与えるような不整合な部分はないものと考えていますが、市ガイドラインは本市が締結する全ての契約を対象としていることなどを踏まえ、令和6年12月に局ガイドラインを廃止しました。

なお、市ガイドラインが改定された際は、研修等を通じて、全庁に周知徹底してまいります。

2. 各論

【意見 1】 委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について

〔業務委託名〕

プラチナ音楽祭 2022 運営業務委託

〔意見の要旨〕

委託契約約款第2条では業務日程表の提出を受ける旨が記載されているが、業務日

程表の提出を受けていない。

約款は、不特定多数の者と同一の契約を迅速・効率的に行うために作成された定型的内容の取引条項であり、日程表の提出についても定型的内容の取引条項として記載されていると考えられる。そのため、当該委託業務においては日程表の提出がなかったとしても業務の遂行に支障をきたす可能性は低いと思われるが、約款として記載されている以上、日程表の提出を受ける必要があったと考える。仮に日程表の提出が必要ではないと判断された場合、次回の内容の契約では、契約書の約款について削除する等、業務の実態に応じた対応を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

当該委託契約については、業務日程表の提出を受ける必要がないと判断したため、令和6年度と同委託契約では、委託契約約款から削除しました。

（市民文化局市民文化振興室）

【意見2】複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

岡本太郎美術館 常設展示室等壁面整備業務委託

〔指摘の要旨〕

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定され、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

〔措置の内容〕

館内会議の場で、可能な限り複数の事業者から参考見積書を取得するよう周知徹底しました。

今後も会議等の場で定期的に周知を行うなどし、積算の精緻化に努めます。

（市民文化局川崎市岡本太郎美術館）

【意見3】複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託

〔意見の要旨〕

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定

が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

〔措置の内容〕

課内会議の場で、可能な限り複数の事業者から参考見積書を取得するよう周知徹底しました。

今後とも会議等の場で定期的な周知を行うなどし、積算の精緻化に努めます。

（市民文化局市民生活部企画課）

【意見 4】 契約方法の統一について

〔業務委託名〕

国際交流センターほか 5 施設アスベスト分析調査業務委託

〔意見の要旨〕

当該委託業務と同じアスベスト含有懸念建材の試材を採取し、アスベスト含有の有無を把握することを目的とした業務である、「川崎区役所大師支所ほか 1 施設アスベスト分析調査業務」が同じ年度である令和 4 年度に市民文化局の区政推進課において契約方法として一般競争入札を採用している。

市内中小企業者への優先発注の徹底に関する庁内通知が発出されていることから、当該委託業務については市内中小企業者である業者を指名選定したとのことであるが、同内容の業務について同じ局内の他課では一般競争入札が行われていることから、今後は他課での実施状況を確認し、透明性及び公正性の点から一般競争入札が可能なものは一般競争入札の実施を検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

今後は、市内中小企業への優先発注とのバランスを勘案しつつ、他課での実施状況や業務内容に応じて、一般競争入札の実施を検討してまいります。

（市民文化局市民生活部企画課）

【意見 5】 複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

川崎区役所大師支所ほか 1 施設アスベスト分析調査業務

〔指摘の要旨〕

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映するこ

とが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

〔措置の内容〕

係長ミーティングの場で、可能な限り複数の事業者から参考見積書を取得するよう周知徹底しました。

今後とも会議等の場で定期的に周知を行うなどし、積算の精緻化に努めます。

（市民文化局コミュニティ推進部区政推進課）

【意見 6】 積算根拠過程の文書化について

〔業務委託名〕

郵送請求事務進捗管理システム構築等業務委託

〔意見の要旨〕

予定価格の算定にあたっては参考見積書入手し、当該見積書を基礎として予定価格を算定している。予定価格算定の根拠資料である「郵送請求事務センター業務委託積算」を閲覧したところ、参考見積書の金額が 7,000,000 円であるのに対し、積算した予定価格は 9,000,000 円と 2,000,000 円の差異が生じていた。

当該差異の原因について確認したところ、コロナ禍の折、人員の確保や電子部品の調達に不透明な部分があったことから、不調のリスクを低減するため、予算額の範囲内で余裕のある予定価格の積算をとっているとのことであった。

差異原因については理解できるが、当該差異原因について積算根拠資料において記載がなされていない。本委託業務は一般競争入札であるが、競争入札において予定価格は契約金額を決定するための基準となるものであり、予定価格の設計は重要である。また、設計根拠の記載は予定価格算定にあたっての根拠を示すものである。今後はそのような積算過程については可能な限り文書化し、予定価格の積算過程について、より明確なものとするのが望まれる。

〔措置の内容〕

課内会議の場で、予定価格の算定にあたっては、積算した過程を記載した資料を可能な限り文書化するよう周知徹底しました。

今後とも会議等の場で定期的に周知を行うなどし、積算根拠過程の文書化に努めます。

（市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課）

【意見 7】 業務完了届の統一について

〔業務委託名〕

令和 4 年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託

〔意見の要旨〕

委託契約は「令和 4 年度川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託」に関するもの 1 つであるが、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書については 2 つ作成されている。

業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書が2種類作成されている理由であるが、個人番号カード交付センター運営委託料と情報化施策推進室から予算令達されたマイキーID設定支援委託料の科目が異なっていたため、分けて作成したとのことである。

使用する科目が異なる場合でも、契約としては1本であり、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書も1つでよかったものと思われる。

〔措置の内容〕

課内会議の場で、契約ごとに業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書を作成するよう周知徹底しました。

今後とも会議等の場で定期的に周知を行うなど、適正な事務執行に努めます。

(市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

【意見8】複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

令和4年度若者の参加促進事業実施委託

〔意見の要旨〕

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定し、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

〔措置の内容〕

課内会議の場で、可能な限り複数の事業者から参考見積書を取得するよう周知徹底しました。

今後とも会議等の場で定期的に周知を行うなどし、積算の精緻化に努めます。

(市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課)

【意見9】参加意向申出書の提出期間について

〔業務委託名〕

令和4年度若者の参加促進事業実施委託

〔意見の要旨〕

公募型プロポーザルにより業者を選定しているが、参加意向申出書の配布・提出期間が令和4年1月18日(火)から令和4年1月27日(木)と8営業日になっている。公募してきた業者も一者であり、多くの業者に参加してもらうためには、参加意向申出書の配布・提出期間について公募全体のスケジュールから、10営業日程度に設定してもよかったと思われる。

今後同様の公募型プロポーザルにより業者を選定する場合には、より多くの業者に周知され、業者が業務内容を理解し、参加の意思決定ができるよう、参加意向申出書の配布・提出期間について検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

検討の結果、参加意向申出書の配布・提出期間について、令和５年度は８開庁日としていたところ、令和６年度は１０開庁日に変更しました。

今後も適正な契約事務に努めます。

（市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課）

【意見１０】複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

令和４年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託

〔意見の要旨〕

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定し、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

〔措置の内容〕

課内会議の場で、可能な限り複数の事業者から参考見積書を取得するよう周知徹底しました。

今後も会議等の場で定期的に周知を行うなどし、積算の精緻化に努めます。

（市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課）

【意見１１】機密保持等に関する誓約書の入手について

〔業務委託名〕

川崎駅北口行政サービス施設コンシェルジュ業務委託

〔意見の要旨〕

当委託業務では、受注者が直接個人情報を取扱うものではないものの、申請書等の記入方法の案内等の補助を行うことで個人情報を閲覧し、知りうる可能性がある業務である。

当委託業務をセキュリティ基準に照らすと、受注者が直接個人情報を取扱うものではないため個人情報の取扱いを伴う事務事業に該当しない可能性がある。しかし、受注者が個人情報を知りうる業務の場合には、個人情報を取扱う業務と同様に対応することが情報セキュリティの観点からは望まれる。当該契約では、個人情報を取扱う業

務に添付する個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項は添付されていたことから、機密保持等に関する誓約書の提出を受けることが望ましいと考える。

〔措置の内容〕

受注者から機密保持等に関する誓約書の提出を受けました。

今後も、適正な契約事務の執行に努めます。

(経済労働局観光・地域活力推進部)

【意見 1 2】 広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について

〔業務委託名〕

川崎競輪開催業務等包括委託業務

〔意見の要旨〕

当委託業務には広報宣伝業務が含まれている。当委託業務の主要な目的の 1 つとして「市民に親しまれる競輪場の運営」を掲げており、市民や近隣地域の住民等の新しいターゲット層に訴求するためには、積極的な広報戦略が必要だと考えられる。しかし、現状では売上金額に対し一定率の委託費が支払われる契約になっており、広報宣伝費も委託費に含まれている。委託費には上限額が設定されているため、委託先が費用対効果の不確実な広報戦略を積極的に行い、先行して広報費を負担するインセンティブは生じにくいと推察される。

市が競輪事業の収益の安定的な確保が課題と考えている中で、競輪事業にかかる広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について、継続的に検討することが望まれる。具体的には、委託先によりインセンティブが生じやすい契約形態とすることや、市が広報戦略を策定したうえで、現地での広報活動は委託することなどが考えられる。

〔措置の内容〕

当該委託契約については、車券の売上が増加すれば、支払われる委託費も増加する契約となっているため、意見のとおり変更した場合、委託先が広報費を負担するインセンティブは一定生じるものと考えられますが、競輪事業については既に国等も含めて様々な広報が実施されていることから、現状の広報戦略について検証し、令和 9 年度からの第 3 期包括業務委託へ向けて、広報戦略等について市が主体となって継続的に検討していきます。

(経済労働局公営事業部総務課)

【意見 1 3】 複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

令和 4 年度北部市場汚水処理場修繕業務委託

〔意見の要旨〕

当業務は、北部市場内で修繕が必要な汚水処理場の更新及び修繕を数年かけて順次実施するものであり、令和 3 年度～令和 5 年度まで同一の業者へ委託している。なお、委託先は、北部市場の施設保守管理業務委託業務において、再委託を受けて汚水処理施設の運転業務を担っている先と同一である。

一般競争入札となっているが、汚水処理施設の運転業務を担う先が継続して業務を

提供している。また当該委託先からの参考見積書の金額を予定価格としており、他の入札者がいないため、川崎市において、契約金額の水準が市場と照らして妥当であるかが十分に検討できていない。他の業者からも参考見積書を入手するなどして、予定価格の算出にあたり金額の妥当性を検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

当該委託契約については、令和6年度実施の入札から参考見積として複数者の見積書を徴取し、予定価格の金額の妥当性を検討することとしました。

（経済労働局北部市場管理課）

【意見14】一者応募の改善について

〔業務委託名〕

川崎市消費生活相談員業務委託

〔意見の要旨〕

当委託業務は令和2年度より公募型プロポーザル方式を行っているが、継続して現在の契約者一者のみの参加となっている。また、令和2年度以前は特命随意契約において現在の契約者と平成19年から平成31年まで継続して委託を行っていた。

この点、市担当者によれば、本業務には消費生活相談員資格が必要であり、当該資格を所持している人材を確保している団体が限られていることから、他団体に公募参加可能かヒアリング等を行っているものの、現時点で他に公募を受ける団体がないとのことである。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

〔措置の内容〕

令和6年度は複数年契約の最終年度にあたることから、次年度以降の事業者公募に向けて、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対してヒアリングを実施して状況を確認するとともに、仕様の見直しの余地があるか確認を行っています。

（経済労働局消費者行政センター）

【意見15】一者応募の改善について

〔業務委託名〕

川崎市勤労者福祉共済厚生事業等業務委託

〔意見の要旨〕

当委託業務は平成21年度より現在の契約者に委託を行っており、公募型プロポーザルへの応募も現在の契約者一者のみの参加となっている。

この点、市担当者によれば、同様の業務を請け負っている団体は他にもあるものの、

業務内容の規模が大きく引き受けが可能な団体が限られていることから、他団体に公募への参加可能かヒアリング等を行っているものの、現時点で他に公募を受ける団体がないとのことである。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

〔措置の内容〕

当該事業の受託可能性がある福利厚生代行サービス事業者のうち事業シェアの高い2者に対して、当該事業の公募を行う旨と入札参加に当たっての課題などをヒアリングしました。

今後は、ヒアリング結果等を踏まえ、業務仕様等の見直しについて検討してまいります。

（経済労働局労働雇用部）

【意見16】一者応募の改善について

〔業務委託名〕

川崎市生活文化会館管理運営委託

〔意見の要旨〕

当委託業務は公募型プロポーザルへの応募が一者のみの参加となっている。

この点、市担当者によれば、過去の公募実施時には複数の参加があったこともあるものの、直近の公募時には他に公募に参加した団体はないとのことであった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

〔措置の内容〕

当該委託契約についてこれまで応募をいただいた事業者等に、応募の意向や応募に当たっての課題などについてヒアリングを行い、採算や人員確保などが困難との意見を受けました。

今後は、指定管理業務受託経験のある事業者を含め、幅広く募集対応を行うことなどにより、一者応募の改善に向けて取り組んでまいります。

（経済労働局労働雇用部）

【意見 17】 決裁文書へ添付する資料の誤りについて

〔業務委託名〕

王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託

〔意見の要旨〕

本業務は公募型プロポーザルによって業者選定を行っており、業者選定の企画提案書評価委員会開催にあたって、企画提案書評価委員会の開催通知、企画提案書評価委員会委員名簿、企画提案書評価委員会設置要綱等の関連書類を添付したうえで、回議書「王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託に係る企画提案書評価委員会の開催について（伺い）」において決裁を受けているが、添付書類の1つである企画提案書評価委員会委員名簿について、誤って過去（2018年）の名簿が添付されていた。その結果、回議書には企画提案書評価委員会設置要綱で規定されている委員の所属と名簿の委員の所属が異なっている。

実際に開催された企画提案書評価委員会には、企画提案書評価委員会設置要綱で規定されている所属の委員が出席しており、業者選定に影響はないが、回議書に添付する資料は決裁の判断資料となり得るものであり、添付資料に誤りがないよう留意する必要がある。

〔措置の内容〕

プロポーザル方式の契約文書を回議する際は、副担当を設け回議ルートに設定するなど、資料の確認を徹底していきます。

（環境局施設部処理計画課）

【意見 18】 変更契約の締結時期について

〔業務委託名〕

基幹相談支援センター運営業務委託（川崎市中部基幹相談支援センター）

〔意見の要旨〕

本委託契約では、契約額について90,000円増額の変更契約を締結している。変更理由は相談員1名が令和5年1月に相談支援専門員資格を取得したため、基幹相談支援センター運営業務委託仕様書「15 委託料の追加支払について」の規定に基づき、当該職員が相談支援専門資格を取得した日の属する月から相談支援専門員資格加算を算定することとし、当初支払額から不足する分を追加支払するためである。

変更事由が生じたのは令和5年1月であるが、変更契約が締結されたのは委託業務期間の最終日である令和5年3月31日となっている。その理由としては、年度途中の資格取得や欠員等が頻繁に生じる可能性があり、その都度変更契約を締結するのは煩雑であるからとのことである。

このように都度の変更契約締結は煩雑だとしても、変更事由が生じた場合には速やかにその内容を契約内容に反映させることは、契約相手方との法的なトラブルが生じるリスクを回避するうえでも重要と考える。

今後は変更事由が生じた場合には、速やかに変更契約を締結することを検討すべきと考える。

〔措置の内容〕

変更事由が生じた時期に合わせた変更契約の締結を検討しましたが、本委託契約は概算払で支払いとしていることから、年度途中での変更契約は馴染まないため、精算処理のタイミングで、追加支払いが生じた際に変更契約の締結を行います。

なお、変更事由が生じた際には、10日以内に変更事由の届出をさせるとともに変更内容について契約相手方に確認を行ったうえで受理する対応をしています。

今後も、適正な契約事務の実施に努めます。

(健康福祉局地域包括ケア推進室)

【意見19】選考委員会設置要綱の改定について

〔業務委託名〕

川崎市自立支援センター日進町管理運営委託

〔意見の要旨〕

本業務は公募型プロポーザルによって業者選定を行っており、業者の選定にあたり「川崎市自立支援センター日進町管理運営事業委託法人選考委員会」が開催されている。また、当該選考委員会の運営について必要な事項は「川崎市自立支援センター日進町管理運営事業委託法人選考委員会設置要綱」において定められている。

当該設置要綱を閲覧したところ、選考委員会の委員について、実際の選考委員会の委員とは異なる記載となっていた。具体的には設置要綱では「川崎区役所保健福祉センター所長若しくは副所長（福祉事務所長を充職とする者）」と規定しているところ、実際に開催された選考委員会の委員は「川崎区役所地域みまもり支援センター所長」であった。相違している理由は平成31年度に保健福祉センターは地域みまもり支援センターに改称されているためである。

設置要綱で委員を規定している趣旨としては、業者選定に際し、適切な判断ができる知見・経験を有する人物を選考に関与させることで、業者選定の公正性・適切性を担保するためである。本業務における設置要綱の記載との相違理由は組織改称であり、実際に開催された選考委員会では適切な人物が選考委員として関与しているため、実質的に業者選定の公正性・適切性に影響を与えるものではないが、設置要綱で規定する選考委員と異なる人物が選考に関与するリスクを回避するため、組織改称も含めた設置要綱の改定が必要な事象が生じた場合には速やかに改定を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

選考委員の組織名称改正漏れについては、要綱改正を行いました。

今後も、適正な事務手続に努めます。

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

【意見20】予定価格の積算根拠の検証について

〔業務委託名〕

令和4年度生活づくり支援ホーム下野毛（分館含む。）設置及び管理運営委託

〔意見の要旨〕

本委託業務の予定価格の積算根拠を閲覧したところ、下野毛土地建物リース料とし

て30,000,000円が計上されていた。当該リース料は、本委託業務において使用する891.35㎡の土地と約50人が寝泊まりできる570.38㎡の建物を1年間確保するための費用であり、土地及び建物については、受託先が所有しているため、リース料は平成28年度に受託先と協議のうえ決定した金額とのことである。

平成28年度に受託先と協議した際の資料を確認したが、リース料については市側で独自の積算が行われており、定員50人を前提に1人あたり家賃額は生活保護における住宅扶助基準額を基礎に積算が行われている。積算額としての年間賃料は29,826,000円となっている。

このように積算根拠のリース料については受託先との協議により30,000,000円として、これを委託料全体の積算額に含め、予定価格を算定しているが、リース料のみに着目すると、積算額としての年間賃料29,826,000円を上回る30,000,000円が委託料全体の積算額を算定する際の金額として使用されており、敷地内の駐車スペースやプレハブ倉庫、緊急時に使用する個室などの確保に要する費用を含んだ金額であるとのことであるが、積算額として適切な金額なのか疑問が残る。

年間賃料29,826,000円は平成28年度における業者とのリース料を交渉する際の見積に過ぎず、予定価格の算定基礎ではないと言えるが、見積額を上回る30,000,000円が積算根拠として使用されている点には違和感があるので、次回の予定価格積算時には再度年間賃料の積算を行い、積算に使用している現状の30,000,000円が積算額として適切な金額なのか検証を行う必要があると考える。

〔措置の内容〕

令和7年度の契約に向けて、住宅扶助基準額を基に50人を定員として再度年間賃料の積算を行ってまいります。この算定額を基に適切な金額で契約を執行します。

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

【意見21】過去の実績を基礎とした予定価格の算定について

〔業務委託名〕

川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託

〔意見の要旨〕

当委託契約は、児童虐待等の通報受付、相談対応業務であることから、保護者及び児童に関する個人情報を取扱う業務である。また、直近3年間の相談件数及び契約金額は以下のとおりであるが、仕様書では相談想定件数は5000件程度とされており、令和4年度川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託業者募集要項に記載の参考価格は相談想定件数5000件に基づいた金額算定となっている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	2,858件	2,972件	2,546件
契約金額	27,500千円	27,500千円	27,500千円

参考価格（予定価格）の算定に当たっては、重大な虐待事故事案等の防止のため、

24時間365日、確実な相談・通告受理体制を確保し得る推定件数に基づくべきであるが、過大な見込みとはならないよう、過去の実績を考慮して毎年十分に精査することが必要である。

〔措置の内容〕

令和6年度の当該業務委託に係る予定価格については、令和5年度において相談電話等の受付数が前年度比約1.5倍増となり、外部からの相談・通告電話が繋がらないといった重大な支障が生じたことを踏まえた相談電話のチャンネル数の増に取り組み、また過去の相談等の実績では、最も多い年度と最も少ない年度を比較するとおよそ3,000件の開きがあるため、こうした実績を踏まえ、チャンネル数の増による件数の増を見込むなどの精査をした上で算定を行いました。

今後も、適切な予定価格の算定に努めてまいります。

(こども未来局南部児童相談所)

【意見22】一者応募が続く委託業務における事業継続性の検討について

〔業務委託名〕

川崎市社会的養護自立支援事業業務委託

〔意見の要旨〕

当該業務は、平成30年度から委託を開始した。開始当初から公募型プロポーザル方式であったものの、これまでも株式会社パソナのみが参加している。業務の性質上、児童に対する継続的な支援が重要であることから、事業を利用する児童それぞれに、委託業者職員が担当制で対応すること、また、年度をまたぐ場合も担当を変更することではなく、継続的な支援を行うことに努めている。

当該業務のように、一定の期間、継続することが重要な業務では、委託先が頻繁に変更されることは利用者にとって有益ではない一方で、委託開始当初から現在の委託先1社しか参加者がいない現状は、当該委託先が受注しなかった場合に業務継続性が危ぶまれる状況である。こうした契約に対して、長期継続契約を締結する方法や他の受託可能事業者をあらかじめ探しておくなど、事業継続性を検討することが必要である。

〔措置の内容〕

当該委託契約については、同じ業者が支援を継続することが利用者にとって有益と考え、令和6年4月より委託先との契約期間を従来の2年契約から、3年契約と契約期間を延長し、事業の継続性を確保しました。

(こども未来局児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当)

【意見23】委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について

〔業務委託名〕

令和4年度デジタルエックス線画像処理装置保守点検業務委託

〔意見の要旨〕

委託契約約款第2条では業務日程表の提出を受ける旨が記載されているが、業務日程表の提出を受けていない。

業務日程表の提出を受けていない理由としては、当該委託業務は1年に1回（例年3月頃）の点検業務のため、点検前に担当者と委託業者で日程調整を行っていることから、当該日程調整が業務日程表の提出に代替するものであると判断していることによるものである。

約款は、不特定多数の者と同一の契約を迅速・効率的に行うために作成された定型的内容の取引条項であり、日程表の提出についても定型的内容の取引条項として記載されていると考えられる。そのため、当該委託業務においては日程表の提出がなかったとしても業務の遂行に支障をきたす可能性は低いと思われるが、約款として記載されている以上、日程表の提出を受ける必要があったと考える。仮に日程表の提出が必要ではないと判断された場合、次の同内容の契約では、契約書の約款について削除する等、業務の実態に応じた対応を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

当該委託契約については、委託業者と担当者による日程調整により適切な業務の遂行が可能であるため、業務の実態に合わせ、令和6年度の同内容の契約から約款中の業務日程表の提出に係る条項を削除しました。

（中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課）

【意見24】変更契約の締結時期について

〔業務委託名〕

なかはら世紀越え記念カプセル開封等イベント業務委託

〔意見の要旨〕

当該委託業務については、途中で委託業務の内容に「映像オペレータの手配 イベント会場の映像オペレータを手配すること」が追加されたことから変更契約が締結されているが、変更契約日は令和4年12月9日となっており、イベント開催日の令和4年9月23日より後の日付となっている。

追加の業務内容については川崎市と委託先との間で口頭による合意はなされており、イベント開催日に履行されない可能性は低いとも言えるが、変更契約書において追加の業務内容を明確にし、イベント開催前に変更契約を締結しておくことが委託先の履行義務及び責任を明確にするという点でも望ましいと考える。

変更事由が生じた場合には、速やかに変更契約を締結することが望まれる。

〔措置の内容〕

契約変更の内容について、契約規則や契約事務の手引きに基づき、速やかに手続きを行うよう課内への周知・共有を行いました。今後は、同様の事例が発生しないよう更なる徹底を図り、適正な業務契約に努めます。

（中原区役所まちづくり推進部地域振興課）

【意見25】一者応募の改善について

〔業務委託名〕

消防業務用無線機（陸上移動局）その1保守点検業務委託

〔意見の要旨〕

当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成31年から継続している。この点、市担当者によれば、消防業務用無線機は特殊な機器のため、業務を完う可能な業者は限られるとの回答があった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

〔措置の内容〕

当該委託契約については、過年度参加業者等、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対してのヒアリングを行う等の参加を促す取組を実施してまいります。
(消防局警防部指令課)

【意見26】一者応募の改善について

〔業務委託名〕

消防業務用無線機（陸上移動局）その3保守点検業務委託

〔意見の要旨〕

当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成28年から継続している。

この点、市担当者によれば、消防業務用無線機は特殊な機器のため、業務を完う可能な業者は限られるとの回答があった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

〔措置の内容〕

当該委託契約については、過年度参加業者等、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対してのヒアリングを行う等の参加を促す取組を実施してまいります。
(消防局警防部指令課)

【意見27】一者応募の改善について

〔業務委託名〕

川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託

〔意見の要旨〕

当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成29年から継続している。

この点、市担当者によれば、他に見積依頼を行った業者からは「講習の指導経験がある応急手当指導員の確保が難しい」との理由で応募を断られたとの回答があった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

〔措置の内容〕

令和5年度に複数の事業者に見積もりを依頼しましたが、本市の考える規模の委託を実施できるだけの指導員の確保が難しいとの理由で断られました。また、仕様書で定めている指導員は国の要件に準じたものとなっており、消防局としては変更することはできません。そのため、令和6年度の契約については、随意契約にて契約手続きを行いました。

今後も、業者からのヒアリングを行うなど、継続して検討を行ってまいります。

（消防局警防部救急課）

【意見28】複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

A I を活用した救急隊の現場到着時間の短縮に係る業務委託

〔意見の要旨〕

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

〔措置の内容〕

当時実績のある事業者が二者しかなく、見積もりの要求には一者しか対応してもらえなかったため、一者から参考見積を取りました。現在は複数社あることから、今後は可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手し対応します。

（消防局警防部救急課）

【意見 29】最低制限価格制度が適用される業務範囲の検討について

〔業務委託名〕

学校小荷物専用昇降機保守点検業務

〔意見の要旨〕

小荷物専用昇降機を含むエレベーターの維持管理業務は、市が定める業種・種目における施設維持管理業務のエレベーター保守点検にあたり委託業務に該当する。委託業務における最低制限価格設定対象業務は、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要領で定められているが、エレベーター保守点検は対象に含まれていない。

そのため、本業務の落札率（入札価格/予定価格）は、Aブロックが56.7%、Bブロックが54.5%、Cブロックが56.1%と低くなっているが、入札自体は有効なものとして成立している。

最低制限価格制度の趣旨としては、落札となるべき入札価格が著しく低価格である場合には、契約の履行が不確実になる可能性もあり、不測の損害を被る恐れや品質の低下を招く可能性があることから、これを防止することにある。本業務の目的・趣旨は、仕様書の冒頭にある通り「川崎市立学校に設置している給食用小荷物専用昇降機を、安全かつ良好な状態に維持し、事故等を未然に防止するための点検を行う」ことであり、一定の品質が保証される必要がある。実際に神奈川県ではエレベーター保守管理委託を最低制限価格制度が適用される業務に含めている。

以上から、エレベーター保守点検についても、業務所管課において最低制限価格制度の適用の必要性について事実確認を行ったうえで、制度所管部署と連携しながら検討することが考えられる。

〔措置の内容〕

最低制限価格適用の必要性については、モデルとなった他の施設所管局など関係局と連携し、財政局に申し出を行うべきか検討してまいります。

（教育委員会事務局教育環境整備推進室）